

年度阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金に係る
取得財産等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	補助率	備考

- （注） 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。